

平成 年 月 日

## 破産同時廃止申立てチェックリスト（本人用）ver. 3.0

大阪地方裁判所 第6民事部 御中  
 支部

申立人 \_\_\_\_\_ 印

司法書士 \_\_\_\_\_

このチェックリストは、申立書等の作成に当たり、各項目をチェック(確認・調査・検討)していくことにより、申立書等を正確に作成するためのものです。各チェック項目は、申立書等を作成する際に、最低限チェックしていただきたい事項を列挙したものです。もともと、チェック項目にない事項でも、事案に応じて必要と思われるものは、もう一度確認・調査・検討をお願いすることがあります。

なお、このチェックリストを用いて作成した申立書によって、必ず破産手続開始決定及び同時廃止決定並びに免責許可決定を得られるわけではありませんので、注意してください。

おって、以下の項目に従って申立書等を作成しながら、当てはまるものすべての□にレ点を付してください。

### 破産申立書の記載

配付された破産申立書(1枚のもの)を用意して、以下の項目をチェックしながら、必要事項を記載してください。正確に記載されていないと手続が進められない場合がありますので注意してください。

### 提出先（表題のすぐ左下の欄）

以下の点を確認しました。

現住所(申立人が実際に住んでいる場所。本チェックリスト2ページの「申立人氏名」「年齢」「本籍・国籍」「住居所」「連絡先」欄で確認してください。)が大阪府内の大阪市、池田市、箕面市、豊中市、吹田市、摂津市、茨木市、高槻市、東大阪市、八尾市、枚方市、守口市、寝屋川市、大東市、門真市、四条畷市、交野市、豊能郡、三島郡ですので、提出先として「第6民事部」欄をチェックしました(この場合、申立書等は大阪地方裁判所第6民事部に提出します。)

現住所が大阪府内の堺市、高石市、大阪狭山市、富田林市、河内長野市、羽曳野市、

松原市, 柏原市, 藤井寺市, 南河内郡ですので, 提出先として「 支部」欄をチェックするとともに空欄部分に「堺」と記載しました(この場合, 申立書等は大阪地方裁判所堺支部に提出します。)

現住所が大阪府内の岸和田市, 泉大津市, 貝塚市, 和泉市, 泉佐野市, 泉南市, 阪南市, 泉北郡, 泉南郡ですので, 提出先として「 支部」欄をチェックするとともに空欄部分に「岸和田」と記載しました。(この場合, 申立書等は大阪地方裁判所岸和田支部に提出します。)

## 「申立人」欄

以下の点を確認して「申立人」を記載しました。

「申立人」欄の氏名は, 戸籍謄本で確認して, 申立人が署名押印し, 氏名にはふりがなをふりました。

## 「申立人氏名」「年齢」「本籍・国籍」「住居所」「連絡先」欄

以下の点を確認して申立人氏名, 年齢, 本籍・国籍, 住居所, 連絡先を記載しました。

「申立人氏名」欄は, 「申立人」欄と同じ氏名を記載しました。

旧姓で借入れをしたことはありません。

ある場合, 旧姓を「(旧姓)」欄に記載しました。

現在住んでいる場所(申立人が現在どこに住んでいるか, すなわち, ・申立人が所有する物件, ・公営・公団住宅, 社宅及び寮を含み申立人が賃借する物件, ・申立人以外の者(親族を含む。))が所有又は賃借する物件のいずれに住んでいるかを確認してください。)は, 住民票あるいは外国人登録原票記載事項証明書と同じですので, 「住居所」欄の該当項目をチェックしました。

現在住んでいる場所が住民票あるいは外国人登録原票記載事項証明書と異なるので, その下の該当項目をチェックし, 賃貸借契約書等で現在住んでいる場所を確認した上, その住所を記載しました。

「連絡先」欄には, 裁判所から確実に連絡の取れる申立人の電話番号(携帯電話も含む。)を記載しました。

## 「申立ての理由」「参考事項」欄

以下の点を確認して申立ての理由, 参考事項を記載しました。

「申立ての理由」欄には, 収集した債権資料等をもとに, 債権者の人数及び総債務額を

確認して記載しました(この場合、公租公課の分は人数及び額に算入していません。)

「参考事項」欄は、該当項目のどちらかをチェックし、必要な記載をしました。

## 収入印紙、郵券

以下の点を確認して収入印紙、郵券を予納しました。

収入印紙 1500 円は、消印せずに申立書上部に貼付しました。

郵券は、提出先が堺及び岸和田支部の場合は、3300円(80円×40枚、10円×10枚)を予納しました。

## 債権者一覧表の記載

債権者一覧表は、現在の債務者の債務額等を知るための基本的な資料です。債権者が漏れていると、免責許可が受けられなかったり、免責が受けられたとしても漏れていた債権については、免責の効果が及ばない場合があります。各項目の内容に従って慎重にチェック(確認・調査・検討)してください。

債権者一覧表は、収集した債権資料(契約書、請求書、領収書、残高証明書等)をよく見ながら以下の点に注意して作成してください。

## 「住所」・「債権者名」欄

以下の点を確認して債権者一覧表の「住所」・「債権者名」を記載しました。

「債権者名」欄は、最初に借入れ等をした日付の古いものから順番に記載しました(ただし、同一債権者(別の支店も含む。)に日付の異なる債務を負っている場合は、この限りではありません。)

「債権者名」欄は、取引時点ではなく現在の商号(名称)を確認して記載しました。

「債権者名」欄は、例えば、「株式会社〇〇」、「〇〇株式会社」等、会社の正式な名称を確認して記載しました。

勤務先からの借入れ、家賃の滞納分、親族からの借入れ、保証債務はありません。

ある場合、そのすべてを「債権者名」欄に記載しました。

申立てをするために必要な費用を借入金で調達したことはありません。

借入金を利用した場合は、その借入先を「債権者名」欄に記載しました。

「住所」欄は、実際の取引店(営業所)の住所あるいは本店所在地を確認して記載しました。

## 「借入・購入等の日」「現在の債務額」欄

以下の点を確認して「借入・購入等の日」、「現在の債務額」を記載しました。

収集した債権資料(契約書、請求書、領収書、残高証明書)を確認して、「借入・購入等

の日」「現在の債務額」欄を記載しました。

1人の債権者から、数回にわたって借入れをしたことがありません。

ある場合、「借入・購入等の日」欄には、最初と最後の取引日（借入れ等をした日）を記載しました。

「現在の債務額」欄は、元金、利息、遅延損害金の合計を確認して記載しました。

債権資料から正確な年月日や金額が判明しないものはありません。

ある場合、債権者に直接その内容を電話等で聴取し「債権調査に関する上申書」に記載するとともに、「現在の債務額欄」に記載しました。

再生計画認可決定が確定したものの、当初予定していた支払いが困難な状況に陥り、認可決定が取り消されないまま破産申立てに至った場合

権利変更後の債権額から再生計画に基づいて弁済した金額を控除した額を記載したか（再生計画認可決定が確定したものの、後に再生計画が取り消された場合には、権利変更前の債権額から再生計画に基づいて弁済した金額を控除した額を記載してください。）

## 「使途」欄

例えば、「使途」欄には「生活費」又は「返済」と記載されているが、実際には、ギャンブルによって生活費や返済資金が不足したために借入れをしたことが、審尋の結果判明する例が少なくありません（この場合、使途は「飲食交際遊興費」としてください。）。使途の記載は、財産や免責不許可事由の有無を判断する上で大変重要ですので、このようなことのないよう、選択項目の各使途の意義（以下に記載）や各チェック項目の内容を踏まえて、正確に「使途欄」を選択してください（重複選択可）。

以下の点を確認して「使途」を選択しました。

債権者の中に、住宅を購入するための資金を借り入れたところはありません。

ある場合、使途欄の「住宅ローン」をチェックしました。

債権者の中に、自動車、電器製品、貴金属、衣服、健康製品等の高価品の購入（生活必需品の購入は除く。）のために借入れをしたところはありません。

ある場合、使途欄の「購入」をチェックしました。

債権資料（契約書、請求書、領収書、残高証明書、カード利用明細書）に「立替金」、「オートローン」、「電化製品のローン」等の記載はありません。

ある場合、クレジットカード等による商品購入のための借入れであることが分かりましたので、使途欄の「購入」をチェックしました。

ギャンブルや概ね1回2万円以上の高額な飲食、エステティックサロン等のために借入れをしたことはありません。

ある場合、使途欄の「飲食交際遊興費」をチェックしました。

債権資料（特に、カード利用明細書）に「飲食交際遊興費」がうかがわれる取引（「ラウン

ジ」,「エステティックサロン」等)の記載はありません。

ある場合, 使途欄の「飲食交際遊興費」をチェックしました。

主に返済のために借入れ(借入額の大部分が, 他の債務の元金・利息の返済に充てられたこと)をしたことはありません。

ある場合, 使途欄の「返済」をチェックしました。

住宅ローン・購入・飲食交際遊興費・返済以外の理由で, 生活を維持するために借入れをしたことはありません。

ある場合, 使途欄の「生活費」をチェックしました。

他人の債務の保証をしたことはありません。

ある場合, 使途欄の「保証」をチェックしました。

債権資料に「保証」の記載はありません。

ある場合, 使途欄の「保証」をチェックしました。

## 「備考」欄

以下の点を確認して「備考」に記載しました。

「債権者名」欄が個人のものはありません。

ある場合, 備考欄に申立人との関係(例えば, 父, 母, 親族, 友人, 使用者等)を記載しました。

「使途」欄が「購入」のものはありません。

ある場合, 備考欄に, 物品名, 購入金額, 購入日及びその物品の現状(自宅保管, 質入れ, 売却)を記載しました。

「購入」欄の物品で, 所有権留保特約がついたもの(契約書の裏面にその旨の記載があるか, 自動車等の場合, 車検証や登録事項証明書所有者欄が債権者や販売会社の名義となっているもの)はありません。

ある場合, この欄に「所有権留保付〇〇返還済」, 「所有権留保付〇〇売却済・売却先〇〇(株)」等と記載しました。

「使途」欄が「保証」のものはありません。

ある場合, この欄に主債務者名と申立人との関係(例えば, 父, 母, 親族, 友人, 使用者等)を記載しました。

「使途」欄が「その他」のものはありません。

ある場合, その具体的内容を記載しました。

7年前の年の1月1日到来当時利息制限法超過の貸金取引が既にあったもの(例えば, 平成20年中に破産申立てをする事件については, 平成13年1月1日到来当時に利息制限法超過の貸金取引が既にあったもの)はありません。

- 取引がある場合、過払金の有無について調査し、過払金がないことが判明したので、備考欄に「引直し済み・過払金なし」と記載し、引直し計算書を添付しました。
- 取引がある場合、過払金の有無について調査し、過払金があることが判明しましたので、「財産目録」15「過払金」に記載しました。
- 再生計画認可決定が確定したものの、当初予定していた支払が困難な状況に陥り、破産申立てに至った場合
- 備考欄に再生計画により権利変更された旨を注記しました。

### 「調査票」「意見」欄

- 以下の点を確認して、「調査票」、「意見」の有無をチェックしました。
  - 債権調査票(裁判所提出用書式でない場合も含む。)による回答があった全債権者について、「調査票」欄の「有」をチェックしました。
  - 債権調査票上、具体的な事実を指摘して意見を記載した全債権者について、「意見」欄の「有」をチェックしました。

### 財産目録の記載

財産目録は、債務者の財産状態や破産財団を構成すべき財産の有無を判断するための重要な資料です。各チェック項目は、各財産の存在をうかがわせる事情や財産を確認するために必要な調査方法でありながら、見落とされたり、懈怠されていることが少なくないものですから、忘れずにチェックしてください。もし、記載漏れがあると、免責を受けられない場合があります。

### 現金（5万円以上）

- 現金を持っていないかにつき、以下の項目を検討し、「財産目録」1に記載しました。
  - 家計収支表に5万円以上の剰余(収入と支出の合計額の差)はありません。
  - ある場合、この欄に記載しました。

### 預貯金（銀行以外の金融機関に対するものを含む。）

- 預貯金を持っていないかにつき、以下の項目を検討し、「財産目録」2に記載しました。
  - 給与が振り込まれている通帳はありません。
    - ある場合、その通帳をこの欄に記載しました。
  - クレジットカードの引落用口座として契約した口座はありません。
    - ある場合、その通帳をこの欄に記載しました。

- 光熱費の引落に利用している口座はありません。
  - ある場合、その通帳をこの欄に記載しました。
- 普通預金通帳に定期預金への積立ての記載はありません。
  - ある場合、その定期預金通帳をこの欄に記載しました。
- 通帳を紛失したことはありません。
  - ある場合、取引先から取引明細書を収集してこの欄に記載しました。
- 通帳には、申立前6か月以内に1度に50万円以上の引き出した旨の記載はありません。
  - ありますが、現在、生活費、借金返済等に費消しましたので、その用途等具体的な事情を、「財産目録」12に記載しました。
  - 保管していますので、「財産目録」1に記載しました。

### **保険（生命保険、火災保険、自動車保険等）**

- 現在、過去を問わず、保険契約を締結していないか等につき、以下の項目を検討し、「財産目録」3に記載しました（申立人自身が認識していなくても会社や配偶者によって保険に加入していることもありますので注意してください。）。
  - 保険（生命保険、火災保険、自動車保険等）は契約していません。
    - している場合、保険契約書及び保険会社から収集した解約返戻金等の証明書を見てこの欄に記載しました。
  - 通帳に保険料の引き落としの記載はありません。
    - ある場合、保険会社等に調査をしてこの欄に記載しました。
  - 通帳記載の引き落としの金額・口数と生命保険証書・返戻金証明書等の金額・口数が一致しています。
    - 一致していない場合、保険会社等に調査をしてこの欄に記載しました。
  - 確定申告書の控え、源泉徴収票又は給与明細書に「生命保険料控除」の記載はありません。
    - ある場合、保険会社等に調査をしてこの欄に記載しました。
  - 過去2年以内に保険を解約したことはありません。
    - ある場合、保険会社等に調査をしてこの欄に記載するとともに、その用途については、該当する事項の をチェックし、その具体的な事情を「陳述書」の「第2破産申立てに至った事情」の「4 具体的事情」欄に記載しました。

### **積立金等（社内積立て、財形貯蓄等）**

- 積立金等がないかにつき、以下の項目を検討し、「財産目録」4に記載しました。
  - 給与明細書に「社内積立て」、「財形貯蓄」等の記載はありません。
    - ある場合、勤務先等に調査をしてこの欄に記載しました。

通帳に積立金(互助会等の積立ても含む。)の引き落としの記載はありません。

ある場合、調査をしてこの欄に記載しました。

積立金等はありません。

ある場合、勤務先等から証明書等の交付を受けてこの欄に記載しました。

### 賃借保証金・敷金

賃借保証金等がないかにつき、以下の項目を検討し、「財産目録」5に記載しました。

自宅、作業場、駐車場等を申立人の名義で賃借していません。

している場合、賃貸借契約書等を確認した上でこの欄に記載しました。

### 貸付金、求償金等

貸付金等がないかにつき、以下の項目を検討し、「財産目録」6に記載しました。

申立人は、会社代表者、会社代表者の親族、親族が経営する会社の従業員等ではありません。

そうである場合、会社等に対し、貸付金、求償金等がないことを確認しました。

貸付金、求償金があることが確認できたので、この欄に記載するとともに、回収の見込みがない場合は、回収ができない具体的事情を「陳述書」の「第2破産申立てに至った事情」の「4 具体的事情」欄に記載しました。

申立人は、保証債務を主債務者に代わって支払っていません。

支払っている場合、この欄に記載するとともに、回収の見込みがない場合は、回収ができない具体的事情を「陳述書」の「第2 破産申立てに至った事情」の「4 具体的事情」欄に記載しました。

### 退職金

退職金がないかにつき、以下の項目を検討し、「財産目録」7に記載しました。

5年以上の勤務歴はありません。

ある場合、退職金見込額(0円の場合も含む。)の証明書の提出を勤務先に求めた上でこの欄に記載しました。

上記証明書の収集が困難なので、就業規則(退職金支給規程)を収集した上でこの欄に記載しました。

上記いずれの書類も収集できなかったため、退職金支給に係る、勤務先の従来からの実情を、勤務先や申立人の同僚等から聞き取った上で、その具体的事情を「陳述書」の「第2 破産申立てに至った事情」の「4 具体的事情」欄に記載しました。

- 申立前6か月以内に一度に50万円以上の退職金や解雇予告手当等(労働福祉事業団の立替払も含む。)の現金を受領していません。
- している場合、現在も保管しているので、「財産目録」1に記載しました。
- 生活費、借金返済などに費消してしまったので、「財産目録」12に記載するとともに、その具体的な用途等を「陳述書」の「第2 破産申立てに至った事情」の「4 具体的事情」欄に記載しました。

## 不動産

不動産の所有につき、以下の項目を検討し、「財産目録」8に記載しました。

- 債権者一覧表の「用途」欄で「住宅ローン」をチェックしたものはありません。
- ある場合で、現在もその不動産を所有していますので、この欄に記載しました。
- ある場合で、過去2年間の間にその不動産を処分したので、「財産目録」12に記載するとともに、その具体的な用途等を「陳述書」の「第2 破産申立てに至った事情」の「4 具体的事情」欄に記載しました。
- 相続している不動産はありません。
- ある場合、登記名義のいかんを問わずこの欄に記載しました。
- 遺産分割協議を行いました。その旨の登記がないので、この欄に記載しました。
- 所有不動産に抵当権は付いていません。
- 付いている場合、抵当権の被担保額(債権資料等で調査したもの)を固定資産税評価証明書の額(土地と建物を合算してもの)で割った値を「ローン超過計算書」に記載しました。
- この場合、その値が1.5倍を超え2倍までですので、複数の不動産業者から査定書を収集し、その評価額をこの欄に記載しました。
- 借地上に建物を所有していません。
- 借地上に建物を所有しているので、その建物の評価額の算定に当たっては、敷地利用権の価格(敷地の固定資産税評価証明書の額の5割以上)を考慮してこの欄に記載しました。
- 所有不動産はありません。
- ある場合、登記簿謄本、固定資産税評価証明書を収集して正確にこの欄に記載しました。

## 自動車

自動車の所有につき、以下の項目を検討し、「財産目録」9に記載しました。

- 債権者一覧表に自動車の「購入」の記載はありません。

- ある場合、この欄に記載しました。
- 家計収支表に駐車場代やガソリン代の支出の記載はありません。
  - ある場合、この欄に記載しました。
- 通帳に自動車の損害保険料や日本自動車連盟(JAF)の会費の引き落としの記載はありません。
  - ある場合、この欄に記載しました。
- 自動車を所有していません。
  - している場合、車検証又は登録事項証明書を正確にこの欄に記載しました。
  - している場合、その自動車は、初年度登録から7年以内のものか、または新車時の車両本体価格が300万円以上でしたので、業者から査定書を収集し、その金額を「時価」欄に記載しました。
  - している場合、契約書等で所有権留保付の特約がついていないかどうかを確認して「所有権留保」欄に記載しました。

### その他の動産（申立時10万円以上）

- 他の動産の所有につき、以下の項目を検討し、「財産目録」10に記載しました。
  - 債権者一覧表の「使途」欄に動産の「購入」の記載はありません。
    - ある場合でも、その動産が申立時に10万円以上の価値はありません。
    - ある場合、この欄に記載しました。
  - 家財保険や動産保険に加入していません。
    - している場合、「保険」欄にその保険の内容を記載し、この欄にその動産の内容を記載しました。

### その他の財産（申立時10万円以上）

- 他の財産が所有につき、以下の項目を検討し、「財産目録」11に記載しました。
  - 株取引、先物取引をしていたことがありません。
    - ある場合、預入証拠金や担保株式等に関する資料を見てこの欄に記載しました。
  - 給与明細書に「社員持株会」の控除はありません。
    - ある場合、持株の価格に関する資料を見てこの欄に記載しました。
  - ゴルフ会員権・リゾート会員権等を所有していません。
    - 所有しているので、会員権(預託金証書)を見てこの欄に記載しました。

### 過去2年以内の財産処分（20万円以上）

- 過去2年以内の20万円以上の財産処分があるかにつき、以下の項目を検討し、

「財産目録」12に記載しました。

過去2年以内に退職したことはありません。

ある場合、退職金の額は20万円未満でした。

20万円以上だったので、この欄にその内容を記載するとともに、使途等の具体的事情を「陳述書」の「第2 破産申立てに至った事情」の「4 具体的事情」欄に記載しました。

過去2年以内に不動産を処分(名義の移転も含む。)したことはありません。

ある場合、「処分時期」欄に移転した時期、「処分額」欄に移転した不動産の額、「相手方」欄にその相手方を記載するとともに、使途等の具体的事情を「陳述書」の「第2 破産申立てに至った事情」の「4 具体的事情」欄に記載しました。

過去2年以内に20万円以上の自動車を処分したことはありません。

処分したので、「処分時期」欄に処分した時期、「処分額」欄に処分した自動車の額、「相手方」欄にその相手方を記載するとともに、使途等の具体的事情を「陳述書」の「第2 破産申立てに至った事情」の「4 具体的事情」欄に記載しました。

過去2年以内に離婚したことはありません。

ある場合、財産分与や慰謝料の支払をしていません。

している場合、「処分時期」欄に分与した時期又は支払った時期、「処分額」欄に分与した額又は慰謝料の額、「相手方」欄にその相手方を記載するとともに、その具体的事情を「陳述書」の「第2 破産申立てに至った事情」の「4 具体的事情」欄に記載しました。

ある場合、離婚した配偶者に名義変更がされている不動産はありません。

ある場合、上記と同様に財産分与として記載し、その具体的事情を「陳述書」の「第2 破産申立てに至った事情」の「4 具体的事情」欄に記載しました。

過去2年以内に20万円以上の財産を贈与したことはありません。

ある場合、「処分時期」欄に贈与をした時期、「処分額」欄に贈与額、「相手方」欄にその相手方を記載するとともに、その具体的事情を「陳述書」の「第2 破産申立てに至った事情」の「4 具体的事情」欄に記載しました。

子供、親族に対し、過去2年以内に20万円以上の学費や婚姻費用を支払っていません。

支払ってる場合、「処分時期」欄に支払った時期、「処分額」欄に支払った額、「相手方」欄にその相手方を記載するとともに、その具体的事情を「陳述書」の「第2 破産申立てに至った事情」の「4 具体的事情」欄に記載しました。

### 偏頗弁済等（特定の債権者にまとまったお金を支払ったこと等）

□偏頗弁済等がないかにつき、以下の項目を検討し、「財産目録」13に記載しました。

- 支払いを続けることができないと思った時期以降に、知人・友人・親族等にまとまったお金(合計20万円以上)を支払ったことはありません。
- ある場合、「時期」欄に支払った時期、「相手方の氏名等」欄に相手方の氏名、「弁済額」欄にその額を記載するとともに、その具体的事情をこの下の欄に記載しました。
- 支払いを続けることができないと思った時期以降に、一部債権者のみにまとまったお金(合計20万円以上)を支払ったことはありません。
- ある場合、「時期」欄に支払った時期、「相手方の氏名等」欄に相手方の氏名、「弁済額」欄にその額を記するとともに、その具体的事情をこの下の欄に記載しました。

### その他、近日中に取得することが見込まれる財産

□近日中に取得することが見込まれる財産(交通事故の損害賠償金、財産分与等)がないかにつき、以下の項目を検討し、「財産目録」14に記載しました。

- 近日中に、交通事故により損害賠償金を受け取ることは予定されていません。
- ある場合、「財産の種類」欄に「交通事故による損害賠償金」、「相手方の氏名等」欄に相手方の氏名、「金額」欄にその額を記載し、その具体的事情を「陳述書」の「第2 破産申立てに至った事情」の「4 具体的事情」欄に記載しました。
- 近日中に、財産分与により財産を受け取ることは予定されていません。
- ある場合、「財産の種類」欄に「財産分与による財産」、「相手方の氏名等」欄に相手方の氏名、「金額」欄にその額を記載するとともに、その具体的事情を「陳述書」の「第2 破産申立てに至った事情」の「4 具体的事情」欄に記載しました。
- 近日中に、遺産分割協議により財産を受け取ることは予定されていません。
- ある場合、「財産の種類」欄に「遺産分割協議による財産」、「相手方の氏名等」欄に相手方の氏名、「金額」欄にその額を記載するとともに、その具体的事情を「陳述書」の「第2 破産申立てに至った事情」の「4 具体的事情」欄に記載しました。

### 過払金

□過払金がないかにつき、以下の項目を検討し、「財産目録」15に記載しました。

- 7年前の年の1月1日到来当時利息制限法超過の貸金取引が既にあったもの(例えば、

平成20年中に破産申立てをする事件については、平成13年1月1日到来当時に利息制限法超過の貸金取引が既にあったものはありません。

ある場合、取引履歴を取り寄せる等、過払金の有無について調査しました。

ある場合、利息制限法に基づく(引直し)計算書を添付しました。

過払金返還の和解が成立した場合、和解調書、和解契約書の写しを添付しました。

貸金業者との間で過払金返還の合意はできたが、和解契約書の作成が未了の場合、備考欄又は上申書等で合意内容を説明しました。

和解交渉中である場合や訴訟係属中である場合、その進行状況を備考欄又は上申書等で説明しました。

過払金を回収済みである場合、回収に要した費用など控除するものを確認し、内訳を備考欄又は上申書等に記載しました。

## 陳述書の記載

免責不許可事由の有無については、債権者一覧表や陳述書等の記載内容と明らかに矛盾しているにもかかわらず、単に「無」を選択して申し立てられる場合が少なくありません。免責不許可事由に該当する事実があったとしても、時期、額等によって裁量で免責許可をすることもできますが、その事実を秘匿したときは、却って、裁判所に対する虚偽説明として、免責不許可とせざると得ない場合もあります。陳述書は、免責の許否を判断するための基本的な資料ですから、各チェック項目を参考にしながら、正確に記載するようにしてください。

## 提出先

提出先につき、以下の項目を検討の上、陳述書の冒頭に記載しました。

破産申立書の提出先に記載した内容を確認して、冒頭の提出先を選択又は記載しました。

陳述書の内容を再度確認した上、「申立人」欄に申立人が署名押印しました。

## 申立人の経歴等

申立人の経歴等につき、以下の項目を検討の上、陳述書の第1に記載しました。

現在、無職ではありません。

無職の場合、職歴欄1段目の「無職」をチェックしました。

「職歴」欄は、現在の就業状況から過去に遡る方法で、申立ての7年前まで漏れなく記載しました。

「同居者並びに別居の親及び子の状況」欄に、配偶者については、同居・別居を問わず記載しました(内縁を含む。)。同居者については、親族関係の有無を問わず全員が、別居の親族については、親及び子(配偶者の親及び子で養親子関係のない場合

を除く。)の全員を漏れなく記載しました。

## 現在の住居の状況

□現在の住居の状況につき、以下の項目を検討の上、陳述書の第1に記載しました。

- 申立人が賃借人であるか所有者であるか、申立人以外の者が賃借人であるか所有者であるかにかかわらず、賃貸借契約書、不動産登記簿謄本等で名義、住所を確認の上該当する項目にチェックしました。
- 上記以外の場合は、「その他」欄をチェックし、申立人の居住する家屋の具体的な形態を記載しました。

## 破産の申立てに至った事情

□破産申立てに至った事情につき、以下の項目を検討の上、陳述書の第2に記載しました。

- 「多額の借金をした理由」については、収入が職歴の平均収入に照らせば生活を賄えるはずであるのに、安易に生活費不足を選択してません。
- そうである場合、他の選択肢を検討し、その該当項目にチェックしました。
- 「借金を返済できなくなったきっかけ」については、直接の原因となった理由をよく考えて選択しました。
- 「支払不能になった時期」については、「借金を返済できなくなったきっかけ」の時期と申立てに至る経緯等を踏まえて記載しました。
- 「具体的事情」欄は、過去から破産申立てに至るまで時系列に従って、分かりやすく(生活費不足、事業の経営破綻等の具体的な理由、当時の収入、毎月の返済額、なぜ借金が増えていったのかについての具体的な事情が分かるように)記載しました。
- 過去2年以内に事業をしていません。
  - 事業をしていたので、「具体的事情」欄に、事業に関する具体的な事情(どのような内容の事業か、その規模、なぜ負債が増えていったか、その時期、資産の処分状況等)も分かりやすく記載しました。
- 再生計画認可決定が確定したものの、当初予定していた支払が困難な状況に陥り、破産申立てに至った場合
  - 事件番号、確定年月日等を記載するほか、支払不能の状態にあることを基礎付ける具体的事実について説明しています。

## 浪費等

当時の資産・収入に見合わない過大な支出又は賭博その他の射幸行為をしたことの有無（破産法252条1項4号関係）につき、事実をありのままに本欄に記載してください。なお、飲食・飲酒については、概ね1回2万円以上のものを記載してください。また、商品購入については、過去3年以内に10万円以上のものを買った場合に記載してください。

**□浪費等につき、以下の項目を検討の上、陳述書の第3・1に記載しました。**

- 債権者一覧表の用途欄に「購入」あるいは「飲食交際遊興費」をチェックしたものはありません。
- ある場合、この欄に記載しました。
- 家計収支表に不相当に高額な支出の記載はありません。
- 通帳には宝くじや競馬(NCK名義)のための引き落としの記載はありません。
- ある場合、この欄に記載しました。

## 廉価処分

信用取引によって商品を購入し著しく不利な条件で処分したこと（破産法252条1項2号関係）につき、事実をありのまま本欄に記載してください。

なお、信用取引によって購入商品を著しく不利益な処分をしたとは、クレジットで購入した商品を直ちに廉価で転売あるいは質入れして金員を得ることなどをいいます。

**□廉価処分につき、以下を検討の上、陳述書の第3・2に記載しました。**

- 申立前2年以内の時期に、購入した物を不当に廉価で処分したことはありません。
- ある場合、この欄に記載しました。

## 偏頗行為

支払不能になっていることを知りながら、一部の債権者に偏頗的な行為（非本旨弁済等）をしたこと（破産法252条1項3号関係）につき、事実をありのまま本欄に記載してください。

**□偏頗行為につき、以下の項目を検討の上、陳述書の第3・3に記載しました。**

- 知人や親族等へ合計20万円以上の非本旨弁済等（支払不能になっていることを知りながら支払時期でないにもかかわらず支払ったこと。または、支払時期であってもその弁済が他の債権者を害する事実を知ってなされたものであり、これを受領した知人や親族等が他の債権者を害する事実を知っているような弁済をしたこと）をしたことはありません。
- ある場合、この欄に記載するとともに具体的な事情を「第2 破産申立てに至った事

情」の「4 具体的事情」欄に記載しました。

家計収支表にその旨の記載はありません。

その旨の記載があるので、この欄に記載するとともに具体的な事情を「第2 破産申立てに至った事情」の「4 具体的事情」欄に記載しました。

申立直前に(根)抵当権や所有権移転仮登記の設定登記はされていません。

されているので、この欄に記載するとともに具体的な事情を「第2 破産申立てに至った事情」の「4 具体的事情」欄に記載しました。

## 詐術

破産申立前1年以内に他人の名義を勝手に使ったり、生年月日、住所、負債額及び信用状態等について誤信させて、借金をしたり信用取引をしたこと（破産法252条1項5号関係）につき、事実をありのまま本欄に記載してください。

詐術につき、以下の項目を検討の上、陳述書の第3・4に記載しました。

債権者一覧表の「借入・購入等の日」の日付が支払不能後になっているものはありません。

ある場合、この欄に記載しました。

名前、生年月日、住所、負債額及び信用状態等について虚偽の事実(態様の積極性いかにかわりません。また、負債額が多額で、通常借入れが困難な時期に借入れが行われている場合は、特に留意してください。)を述べて借入れを行ったことはありません。

ある場合、この欄に記載しました。

換金目的でクレジットカードにより商品を購入したことはありません。

ある場合、この欄に記載しました。

旅行や仕事上必要であった場合を除き、カードの利用明細に高額な新幹線チケットや高速券の購入等の記載はありません。

ある場合、この欄に記載しました。

## 家計収支表の記載

家計収支表は、収集した資料をよく見て、以下の点に注意して記載してください。

以下の点を確認の上、家計収支表を作成しました。

同一世帯分がまとめて記載されています。

申立前2か月分が記載されています。

支出欄の教育費、交際費、娯楽費についてその内容が具体的に記載されています。

駐車場代、ガソリン代の支出がある場合に、自動車の名義人の名前が記載されていま

す。

毎月の収入の合計と支出の合計が同じ金額になるように、翌月への繰越欄を記載しました。

## 事業に関する陳述書

現在個人事業者である場合、又は申立前6か月以内に個人事業者であった場合には、以下の点に注意して事業に関する陳述書を作成してください。その際、事業に関する具体的な事情(どのような内容の事業か、その規模、なぜ負債が増えていったか、その時期、資産の処分状況等)については、分かりやすく「陳述書」の「第2 破産申立てに至った事情」の「4 具体的事情」欄に記載してください。

### 提出先

提出先につき、以下の項目を検討の上、事業に関する陳述書の冒頭に記載しました。

破産申立書の提出先に記載した内容を確認して、冒頭の提出先を選択又は記載しました。

事業に関する陳述書の内容を再度確認した上、「申立人」欄に申立人が署名押印しました。

### 事業用賃借物件の有無

事業用賃借物件の有無につき、以下の項目を検討の上記載しました。

事業用の賃借物件(営業所、店舗、倉庫)はありません(ありませんでした。)

ありましたが、現在、明渡済みですので、「事業用賃借物件の有無」の「無」をチェックしました(この場合、保証金につき返戻金があった場合は、その具体的な用途等を「陳述書」の「第2 破産申立てに至った事情」の「4 具体的事情」欄に記載してください。)

まだ、明け渡していませんので、「その明渡しの有無」の「無」をチェックするとともに、契約書等を確認して、その保証金の返戻金の額を、「7 事業用資産」欄及び「財産目録」の「5 賃借保証金・敷金」欄に記載しました。

賃借物件につき、滞納している賃料はありません。

ありますので、賃貸契約書、家賃の領収証等を見てその額をこの欄に記載するとともに、「財産目録」の「5 賃借保証金・敷金」欄にも記載しました。

### 事業用資産の有無

事業用資産の有無につき、以下の項目を検討の上記載しました。

事業用資産はありません。

あります(ありました)ので、その具体的な内容を、「事業用設備・機械 什器備品

- 事務所賃借保証金 車両 在庫 その他」から選択しチェックしました  
(その他をチェックしたときは、その具体的内容を「陳述書」の「第2 破産申立てに至った事情」の「4 具体的事情」欄に記載してください。)(この場合、現在、ないときは、「無」をチェックしてください。)
- 現在、まだありますので、「有」をチェックするとともに、その評価額を下の欄に記載しました(ほとんど価値のない場合でも、あるときは、「有」をチェックし、その評価額を記載してください。)
- ありましたが、売却するなどの処分をして現在ありませんので、「無」をチェックするとともに、処分に関する具体的な事情を「陳述書」の「第2 破産申立てに至った事情」の「4 具体的事情」欄に記載しました。

**以上を含め、収集書類に記載された事実と、財産目録、陳述書に記載した内容に齟齬はありません。**

**各書式の記載欄が足りない場合や調査の結果について特に主張すべき点があったので、別紙を用いて説明しました。**

以 上